

外国法事務弁護士等の懲戒処分のお知らせ及び公表等に
関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第六十七号)

改正 平成一九年 五月二十五日

同 二〇年一月五日

同 二六年一月五日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第八十五条第七項及び外国特別会員基本規程(会規第二十五号。以下「基本規程」という。)第五十九条の規定に基づき官報及び機関雑誌に掲載してする公告、基本規程第五十八条の規定に基づいてする法務大臣への通知並びに基本規程第五十九条の二の規定に基づいてする公表等について、その適正

な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象外国法事務弁護士 懲戒の手續に付された外国法事務弁護士をいう。

二 対象外国法事務弁護士法人 懲戒の手續に付された外国法事務弁護士法人をいう。

三 懲戒に係る事務所 対象外国法事務弁護士法人の事務所のうち、懲戒の処分が、除名又は外国法事務弁護士法人の業務停止の場合には全ての事務所、外国法事務弁護士法人の事務所の業務停止の場合には業務停止に係る事務所をいう。

四 対象外国法事務弁護士等 懲戒の手續に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人をいう。

(懲戒の処分等の公告)

第二条 連合会は、次の表の上欄に掲げる場合においては、それぞれ当該中欄に掲げる公告する媒体に当該下欄に掲げる事項を掲載して公告する。

公告する場合

公告する媒体

公告する事項

	<p>一 外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第二項の規定により外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒したとき。</p>
<p>機関雑誌</p>	<p>官報</p>
<p>イ 懲戒の処分をした旨</p> <p>ロ 対象外国法事務弁護士にあっては、その氏名、登録番号、事務所及び所在場所並びに所属弁護士会の名称</p> <p>ハ 対象外国法事務弁護士法人にあっては、その氏名、登録番号並びに主たる事務所、懲戒に係る事務所及びその他の事務所、事務所及び所在場所並びにこれらの所属弁護士会の名称</p> <p>ニ 懲戒の処分内容及び理由の要旨</p> <p>ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>	<p>イ 懲戒の処分をした旨</p> <p>ロ 対象外国法事務弁護士にあっては、その氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。）、登録番号、事務所、事務所及び所在場所並びに所属弁護士会の名称</p> <p>ハ 対象外国法事務弁護士法人にあっては、その名称、届出番号並びに主たる事務所及び懲戒に係る事務所、事務所及び所在場所並びにこれらの所属弁護士会の名称</p> <p>ニ 懲戒の処分の内容</p> <p>ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>

<p>三 懲戒の処分について効力を停止し、又は効力停止の決定を取り消す旨の裁判があったとき。</p>	<p>二 懲戒の処分についての取消しの訴えに関して裁判が確定したとき。</p>
<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>
<p>イ 裁判所の名称 ロ 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力停止の決定を取り消した旨 ハ 懲戒の処分の内容 ニ 対象外国法事務弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ホ 対象外国法事務弁護士等の所属弁護士会の名称 ヘ 懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力の停止を取り消した年月日</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 裁判の内容 ハ 懲戒の処分の内容 ニ 対象外国法事務弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ホ 対象外国法事務弁護士等の所属弁護士会の名称 ヘ 懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 裁判がされた年月日及び裁判が確定した旨</p>

(法務大臣への通知)

第三条 連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対し外国弁護士法律事務取扱法第八十四条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる懲戒の処分をしたときは、速やかに、法務大臣に、前条の表一の部官報の項下欄に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(懲戒に関する処分の公表)

第四条 連合会は、第二条の表の上欄に掲げる場合において相当と認めるときは、同表下欄に掲げる機関雑誌に掲載する事項を公表することができる。ただし、懲戒の処分が戒告である場合及びその処分に対する取消しの訴えの判決の確定の場合には、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士会又は連合会に対する国民の信頼を確保するために必要と認めるときに限り、公表することができる。

(弁護士会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第五条 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人につき綱紀委員会に事案の調査を求めたときは、懲戒に関する処分前であっても、その会則又は会規に定めるところにより、次に掲げる事項を公表する

ことができる。

一 対象外国法事務弁護士にあつては、その氏名、登録番号並びに事務所の名称及び所在場所
二 対象外国法事務弁護士法人にあつては、その名称、届出番号並びに主たる事務所、懲戒に係る事務所及びその他の事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称
三 事案の概要

四 前三号に掲げるもののほか特に必要と認める事項

(連合会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第六条 連合会は、前条に規定する場合又は連合会が外国法事務弁護士綱紀委員会に事案の調査を求めた場合若しくは外国法事務弁護士懲戒委員会に事案の審査を求めた場合であつて、連合会又は外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する国民の信頼を確保するために緊急かつ特に必要と認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 対象外国法事務弁護士にあつては、その氏名、登録番号、事務所の名称及び所在場所並びに所属弁護士会の名称

二 対象外国法事務弁護士法人にあつては、その名称、

届出番号並びに主たる事務所、懲戒に係る事務所及びその他の事務所の名称及び所在場所並びにそれらの所属弁護士会の名称

三 事案の概要

四 前三号に掲げるもののほか特に必要と認める事項

(規則事項)

第七条 この規程に規定するもののほか、連合会の懲戒の処分等の公告、法務大臣への通知、懲戒に関する処分の公表及び懲戒の手續に付された事案の事前公表に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第二条の規定については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

3 施行日前に連合会がした懲戒の処分の公告については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月二五日改正）

第二条の表の改正規定は、平成十九年五月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日会規第九二号

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程（第二条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月二五日会規第一〇一号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 題名、第一条、第一条の二、第二条の表、第三条、

第四条、第五条、第六条、第七条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

第三条 第五条の規定による改正後の外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第六条の規定によ

ら施行)

る改正後の外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第七条の規定による改正後の外国法事務弁護士等の懲戒処分のお知らせ等に関する規程の規定は、特別の定めがある場合を除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても適用する。ただし、第五条の規定による改正前の外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第六条の規定による改正前の外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第七条の規定による改正前の外国法事務弁護士の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程（第一条、第二条の表、第三条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日か